

## 令和2年度競技力向上事業に関する実施基準

令和2年3月27日  
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長決定

令和2年度競技力向上事業に関する実施基準について、「令和2年度競技力向上事業の実施に関する基本方針」（令和2年3月27日スポーツ庁長官決定）（基本方針）等を踏まえ、以下のとおり定めるものとする。

### 1. 競技力向上事業の支援内容

- 競技力向上事業の支援内容は、基本方針における基盤的強化及び戦略的強化とする。
- 基盤的強化は、各競技団体等が主要国際競技大会に向けて日常的・継続的に行う強化活動に対して支援を行う。また、戦略的強化は、オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取り組みへの支援を行う。

### 2. 競技力向上事業の評価等

#### (1) 基盤的強化

- 基盤的強化（競技力向上事業助成金）による支援に当たっては、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSA）日本パラリンピック委員会（JPC）からの計画をもとに、以下の観点による評価を踏まえ決定するとともに、その結果等は公開する。

#### <基礎的な観点による評価>

- 各競技団体が主要国際競技大会に向けて日常的・継続的に行う強化活動の取り組みについて評価することとし、各競技のパフォーマンス（成績）、資源（有望選手）、プログラム（強化活動の実行性等）を評価項目とする。
  - ・ パフォーマンス（成績）や資源（有望選手）については、競技団体毎に主要国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ジュニア世界選手権大会等）の成績等を評価指標とする。
  - ・ プログラム（強化活動の実行性等）については、強化活動の事業計画、コーチ等の資質向上、スポーツ医・科学・情報分野の活動などの取り組みを評価指標とする。その中では、女性アスリート支援やアスリートに対する禁煙を促す取り組みについても評価指標とする。

### <重点的な観点による評価>

- PDCAサイクルを強化させるため、直近年度の取り組みについて評価することとし、競技団体の「現在」や「将来」を見通した取り組みを含む強化戦略プランの計画性・実行性、KPIの達成度及び組織体制（ガバナンス等）を評価項目とする
  - ・ 強化戦略プランの計画性・実行性については、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）のハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）に設置されたJOC・JPCを含めた協働チームによる強化戦略プランの計画性・実行性（マイルストーン含む）の検証等結果を踏まえ、JSCに設置する外部有識者を含む中央競技団体の強化戦略プラン等に関する評価委員会における評価結果を活用する。
  - ・ KPIの達成度については、オリンピック・パラリンピック競技以外の競技について、令和元年度に各競技団体において設定した国際競技大会等のKPIの達成状況を評価指標とする。
  - ・ 組織体制（ガバナンス等）については、令和元年度に実施した各競技団体のガバナンス調査（法令遵守、公正な会計原則の実施等）の結果等を評価指標とする。  
なお、令和2年度から公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）、JOC及びJPSAにおいて実施されるスポーツ団体ガバナンス・コードの適合性審査（自己説明及び公表含む）の結果等を、令和3年度からの基盤的強化（競技力向上事業助成金）の交付にメリハリのある形で活用するための仕組みを関係機関と連携し構築する。
- 上記以外に、経常収益額や経常増減率等の財政状況に応じて自己負担の軽減支援が必要なオリンピック競技団体に対しては、財政運営の改善を促す取り組みを実施するとともに、一定の配慮を行う。また、前年度も自己負担の軽減支援を行ったオリンピック競技団体については、財政運営の改善に関する取り組みの実施状況、コスト削減努力や自己収入増加努力による財政運営改善状況を評価する。
- コーチ等の設置に当たっては、海外のトップレベルの指導者の配置や若手指導者など中長期的な人材育成・支援の観点による配置、女性コーチ・スタッフの配置充実について配慮する。また、パラリンピック競技は、競技パートナーやクラシファイアなどの配置についても配慮する。
- 基盤的強化（競技力向上事業助成金）の実施に当たって、夏季競技については、平成28年10月にスポーツ庁が策定した「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」を踏まえ、ラストスパート期となる令和2年度においても前年度に引き続き「メダル獲得の最大化」の考えのもと、「東京重点支援競技」について、重点的な支援を行う。  
冬季競技については、鈴木プランを踏まえ、令和2年度から北京大会へ向けたラストスパート期に該当することから、「メダル獲得の最大化」の考えのもと、支援を柔軟かつ大胆に重点化するため、基本方針における「北京重点支援競技」について、重点的な支援を行う。

- 令和2年度予算の編成等に関する建議（令和元年11月25日／財政制度等審議会）を踏まえ、各競技団体が自律的な経営を確立できるよう、経営体としての体制整備を促すための取組等について検討する。

## （2）戦略的強化

- 戦略的強化の実施に当たっては、各事業において目標とする競技大会や強化レベル、実施条件等を明確にした上で、JOC、JPSA・JPC、JSPO等の知見を活用するものとする。

また、基本方針を踏まえ、女性競技種目における課題を解決するための新たな枠組みでの支援、「ハイパフォーマンス統括人材の育成支援」における令和3年度以降のプログラム実施機関の検討・調整を行うものとする。

なお、パラリンピック競技を対象とした各事業の実施に当たっては、競技特性や競技力強化の環境等に配慮する。

### ① 次世代トップアスリートの育成・強化

#### ア 有望アスリート海外強化支援

- ・ 対象とするアスリートは、2024年パリ大会（夏季）又は2026年ミラノ／コルティナダンペッツォ大会（冬季）でメダル獲得が期待されるアスリートとする。
- ・ 競技団体が作成する「ターゲットアスリート海外強化プラン」に基づき、対象とするアスリートが世界最高峰の海外リーグや海外アカデミー等において効果的な強化活動が実施できるよう、コンサルテーションやモニタリング等を通して必要な支援を行う。

#### イ 次世代ターゲットスポーツの育成支援

- ・ 対象とするスポーツは、2024年パリ大会（夏季）又は2026年ミラノ／コルティナダンペッツォ大会（冬季）でメダル獲得の可能性のあるスポーツとする。
- ・ 競技団体が作成する「次世代アスリート育成・強化プラン」に基づき、対象とするスポーツが目標とする競技大会に向けて効果的な強化活動が実施できるよう、コンサルテーションやモニタリング等を通してスポーツ医・科学・情報を活用した集中的なアスリート育成を支援する。
- ・ 令和元年度まで実施した「女性アスリートの強化支援」は本事業に統合し、競技団体のより効果的・効率的な強化活動を支援する。

#### ウ アスリートパスウェイの戦略的支援

- ・ 2020年東京大会以降も見据えて、発掘・育成システムの構築を委託するスポーツ団体等は、本事業を希望するスポーツ団体等が作成する事業計画における革新性、HPSCをはじめとする関係機関との連携性、持続可能性等を評価し、本事業におけるスポーツ団体等の合意をもって決定する。
- ・ 発掘されたアスリートの居住地でのトレーニング環境の整備に配慮する。

## ② 競技力強化を支える人材育成とネットワーク構築

### ア ハイパフォーマンス統括人材の育成支援

- ・ JOC、JPC、JSPO、国際コーチングエクセレンス評議会（ICCE）等の知見を活用し、競技団体と連携しつつ、ワールドクラスコーチ及びハイパフォーマンスディレクターを育成するためのプログラムを実施する。

### イ ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築

- ・ 各地域のスポーツ医・科学センターや大学、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点等と連携し、HPSCの機能を効果的・効率的に地域において展開するとともに、これらを推進するスポーツ医・科学・情報分野の人材育成機能を強化する。
- ・ HPSCと地域間での情報共有システムの構築を推進する。
- ・ HPSCと地域間及び地域内における連携、資源活用の推進をマネジメントするスタッフの配置について検討する。

## ③ 強化戦略プランの実効化支援

### ア オリンピック・パラリンピック競技の統合強化支援

- ・ HPSCに設置されたJOC・JPCを含めた協働チームにより、各競技団体の強化戦略プランにおけるPDCAサイクルの各段階で多面的に支援を行う。
- ・ 強化戦略プランの策定（更新）支援、コンサルテーションやモニタリングを通じた課題等の明確化、関係機関との情報共有などの活動を通じて、強化戦略プランの実効化を支援するとともに、オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉えた戦略的な統合強化に向けた支援を行う。

## 3. その他

- 基盤的強化（競技力向上事業助成金）及び戦略的強化について、JOC、JPC及び競技団体等は、安全管理体制を構築するとともに、事業内容や競技特性を踏まえた補償内容の傷害保険に加入するなど、安全管理対策に十分配慮した上で実施するものとする。
- 基盤的強化（競技力向上事業助成金）及び戦略的強化の実施に当たって、JOC、JPC及び競技団体等は、不正、虚偽、怠惰その他不適当な行為をしてはならず、日本のスポーツを担う団体として、善良な管理者の注意をもって、透明性のある事業運営と適正な会計処理を行わなければならないものとする。